

送サービス労組 東京地本

Ŀ 6 月 1 本部は5月30 を招いていると言えます! た。 すが 達の姿勢が、 すが 会社 では急きょ紙べ 日初電より不具合が発生 使用 未だに交渉が 混乱が生じまし 本使 とな 今日のような異常 因究明 用開 始日 た あ 対





2022,06,05 NO.

試使用で明らかになった課題・不安の解消が行われず! 上意下達による職場軽視、社員軽視、安全軽視の施策実施は認められない!





「D-TAC」本使用開始における諸課題の改善を求める

終急申し入れを提出

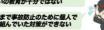
解明申15人行の申24号は、施策実施2日前の団体交渉実施 申し入れ項目
安全に関わる施策の基本的事項すら労使協議ができない異常事態だ

- 1. 「D-TAC」試使用期間中の諸課題の解決が図られないままの施策 実施は、安全配慮義務を欠いた重大な問題であることから、本使用開始 に至った経過と本使用以降に生じる諸問題に関する責任の所在を明ら かにすること。
- 2. 「D-TAC」故障時およびタブレット端末の電源喪失時の取扱い方 法を具体的に明らかにすること。なお、不測の事態が発生した場合は、 指令や運転当直等と乗務員間にて必要事項の相互確認ができる環境を 整備すること。
- 3.「D-TAC」機能については、線区および区所の特情や職場におけ る事故対策などの記載事項を反映することができるようにシステムの 改良を図ること。
- 4. 通告伝達システムが活用できない区間における「通告事項」に対す る取扱いについては、指令員等からの通告券受領を基本とするなどヒ ューマンエラー防止の安全対策を講じること。
- 5. 「D-TAC」使用時におけるGPS機能の改善を図ること。

異常時対応。 安全対策に不備がある現状は 安全配慮を逸脱している!







安全を安かして画ける職場。システム導入を実現

